



平成29年10月31日

各位

会社名 株式会社鉄人化計画

代表者名 代表取締役社長 岡崎 太輔

(証券コード2404 東証第二部)

問合せ先 執行役員 国本 亮一

TEL 03-3793-5111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年10月31日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年11月28日開催予定の当社第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うため、現行定款の変更をするものであります。
- (2) その他、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年11月28日

定款変更の効力発生日 平成29年11月28日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) (新設)</p> <p>第2章 株式 第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) (機関) 第5条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="padding-left: 2em;">2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3. <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4. <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">5. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</u></p>	<p>3 <u>増員または補欠により選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を取締役(監査等委員であるものを除く。)から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
	(取締役への重要な業務執行の決定の委任)
	第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(新設)	
第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)	第5章 監査等委員および監査等委員会 (削除)
第30条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u>	
(監査役の員数)	(削除)
第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定めた額とする。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第41条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第42条～第43条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算 第45条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (削除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則 (<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>